

新旧対照表

資料 2

地方独立行政法人会計基準及び注解【一般型】	
現行	改訂（案） (下線部が改訂箇所)
<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第12節 連結財務諸表</p> <p>第13節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。（注6）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p><u>第12節 区分経理の会計処理</u></p> <p><u>第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理</u></p> <p>第14節 連結財務諸表</p> <p>第15節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。（注6）</p>

<注6> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による地方公共団体等からの財源措置が行われることが一般的である。このような地方独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、地方独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。なお、地方独立行政法人が行う業務には、その実施に収入が伴うものがあるが、こうした業務の中には、経営成績も加味した運営状況の開示が必要となるものもある。

2～4 (略)

第12 投資その他の資産

1 (略)

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第98連結の範囲」及び「第108関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

(2)・(3) (略)

(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第96連結財務諸表

<注6> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による地方公共団体等からの財源措置が行われることが一般的である。このような地方独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、地方独立行政法人が中期計画又は事業計画（申請等関係事務処理法人が法第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。）（以下「中期計画等」という。）に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。なお、地方独立行政法人が行う業務には、その実施に収入が伴うものがあるが、こうした業務の中には、経営成績も加味した運営状況の開示が必要となるものもある。

2～4 (略)

第12 投資その他の資産

1 (略)

2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第109連結の範囲」及び「第119関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

(2)・(3) (略)

(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第107連結財務諸表

の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。) に対する長期貸付金を除く。

(5)～(10) (略)

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)

(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

(2)～(9)

2 (略)

第16 流動負債

1 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)

(1) 運営費交付金債務
(新設)

(新設)

(2) 預り施設費

(3) 預り補助金等(公立大学法人については預り科学研究費補助金等に係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注11)

(4) 寄附金債務。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。

(5) 短期借入金

17/10/16 18:41

の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。) に対する長期貸付金を除く。

(5)～(10) (略)

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)

(1) 資産見返負債(中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

(2)～(9)

2 (略)

第16 流動負債

1 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)

(1) 運営費交付金債務

(2) 預り手数料(申請等関係事務処理法人における申請等関係事務に関する手数料を計上する。)

(3) 預り手当財源等(申請等関係事務処理法人における児童手当財源等の預り分を計上する。)

(4) 預り施設費

(5) 預り補助金等(公立大学法人については預り科学研究費補助金等に係るものを除く。)。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注11)

(6) 寄附金債務。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。

(7) 短期借入金

- (6) 未払金（地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金をいう。以下同じ。）
- (7) 地方独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- (8) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの（注10）
- (9) 未払消費税等
- (10) 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。）
- (11) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの（注10）
- (12) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。）
- (13) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの
- 2 （略）

第17 引当金

- 1 （略）
- 2 中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。
- 3 （略）

第19 資本金等

- 1 （略）
- 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。（注12）
- 3 （略）

<注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原

- (8) 未払金（地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金をいう。以下同じ。）
- (9) 地方独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- (10) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの（注10）
- (11) 未払消費税等
- (12) 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。）
- (13) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの（注10）
- (14) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。）
- (15) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (16) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの
- 2 （略）

第17 引当金

- 1 （略）
- 2 中期計画若しくは事業計画又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。
- 3 （略）

第19 資本金等

- 1 （略）
- 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の純資産であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。（注12）
- 3 （略）

<注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原

資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。

2 具体的には、以下のような場合が想定される。

- (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
- (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等により非償却資産を取得した場合
- (3) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合
- (4) 中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合
- (5) 公立大学法人について、中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合
- (6) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

3 (略)

第20 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であつて、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によつてもたらされるものを除くものをいう。（注13）

<注13> 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について
資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの

17/10/16 18:41

資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。

2 具体的には、以下のような場合が想定される。

- (1) 地方公共団体からの施設費により非償却資産又は「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
- (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等により非償却資産を取得した場合
- (3) 中期計画等に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合
- (4) 中期計画等の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合
- (5) 公立大学法人について、中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合
- (6) 中期計画等の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

3 (略)

第20 費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であつて、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によつてもたらされるものを除くものをいう。（注13）

<注13> 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について
資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの

例は、以下のとおり。

- (1) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）
- (3) 「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (4) 「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第23 行政サービス実施コストの定義

地方独立行政法人の行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストをいう。

(注17)

<注17> 住民等について

「住民等」とは、設立団体の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し

例は、以下のとおり。

- (1) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）
- (3) 「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (4) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第23 行政サービス実施コストの定義

地方独立行政法人の行政サービス実施コストとは、地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストをいう。

(注17)

<注17> 住民等について

「住民等」とは、設立団体又は関係市町村（法第87条の12第1項の規定による関係市町村をいう。以下同じ。）の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。

第24 行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

- (1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し

た額（注18）

- (2) 「第85 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (3) 「第86 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (4) 「第87 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額
- (5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注19）
- ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
- イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用
- ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- (6) 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (7) 「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

1 (略)

2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注23）

た額（注18）

- (2) 「第87 特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額
- (3) 「第88 賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額
- (4) 「第89 退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額
- (5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注19）
- ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用
- イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用
- ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用
- (6) 固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額
- (7) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

1 (略)

2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注23）

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

（注24） （注25） （注26）

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）

3 （略）

<注23> （略）

<注24> （略）

<注25> （略）

<注26> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

（注24） （注25） （注26）

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）

3 （略）

<注23> （略）

<注24> （略）

<注25> （略）

<注26> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残

りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
- (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合
- (3) 法第42条の2の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第55 負債の表示項目

- 1 (略)
- 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。
 - (1) 運営費交付金債務
 - (2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）
 - (新設)
 - (新設)
 - (3) 預り施設費
 - (4) 預り補助金等
 - (5) 寄附金債務
 - (6) 前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
 - (7) 前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）

りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

- (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標又は年度目標（申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を行う場合は、年度目標又は関係市町村年度目標。）（以下「中期目標等」という。）期間後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合
- (2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合
- (3) 法第42条の2の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第55 負債の表示項目

- 1 (略)
- 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。
 - (1) 運営費交付金債務
 - (2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）
 - (3) 預り手数料（申請等関係事務処理法人に限る。）
 - (4) 預り手当財源等（申請等関係事務処理法人に限る。）
 - (5) 預り施設費
 - (6) 預り補助金等
 - (7) 寄附金債務
 - (8) 前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
 - (9) 前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）

- (8) 短期借入金
- (9) 一年以内返済予定長期借入金
- (10) 一年以内償還予定公立大学法人債（公立大学法人に限る。）
- (11) 未払金
- (12) 未払費用
- (13) 未払消費税等
- (14) 前受金
- (15) 預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）
- (16) 預り金
- (17) 前受収益
- (18) 引当金
- (19) 資産除去債務
- (20) その他

第56 純資産の表示項目

- 1 (略)
- 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6 減損額の会計処理」(2)を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。
- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的

- (10) 短期借入金
- (11) 一年以内返済予定長期借入金
- (12) 一年以内償還予定公立大学法人債（公立大学法人に限る。）
- (13) 未払金
- (14) 未払費用
- (15) 未払消費税等
- (16) 前受金
- (17) 預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）
- (18) 預り金
- (19) 前受収益
- (20) 引当金
- (21) 資産除去債務
- (22) その他

第56 純資産の表示項目

- 1 (略)
- 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6 減損額の会計処理」(2)を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。
- 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中期目標等期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める使途に充てるために、使途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目

積立金」という。)及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 (略)

第57 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	

17/10/16 18:41

的積立金」という。)及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 (略)

第57 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	

17/10/16 18:41

減損損失累計額	×××	×××	
工具器具備品	×××		
減価償却累計額	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
図書		×××	
美術品・收藏品		×××	
建設仮勘定	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
・・・		×××	
有形固定資産合計		×××	
2 無形固定資産			
特許権		×××	
借地権		×××	
・・・		×××	
無形固定資産合計		×××	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		×××	
関係会社株式		×××	
長期貸付金		×××	
関係法人長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
未収財源措置予定額		×××	
・・・		×××	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金		×××	

減損損失累計額	×××	×××	
工具器具備品	×××		
減価償却累計額	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
図書		×××	
美術品・收藏品		×××	
建設仮勘定	×××		
減損損失累計額	×××	×××	
・・・		×××	
有形固定資産合計		×××	
2 無形固定資産			
特許権		×××	
借地権		×××	
・・・		×××	
無形固定資産合計		×××	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		×××	
関係会社株式		×××	
長期貸付金		×××	
関係法人長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
未収財源措置予定額		×××	
・・・		×××	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金		×××	

17/10/16 18:41

有価証券		×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
たな卸資産		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
・・・		×××	
流動資産合計			×××
資産合計			×××

負債の部

I 固定負債

資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返運営費交付金			
金	×××		
建設仮勘定見返施設費	×××		
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××	
長期預り補助金等		×××	
長期寄附金債務		×××	
長期借入金		×××	
引当金			
退職給付引当金	×××		
追加退職給付引当金	×××		
(何) 引当金	×××		

有価証券		×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
たな卸資産		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
・・・		×××	
流動資産合計			×××
資産合計			×××

負債の部

I 固定負債

資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返運営費交付金			
金	×××		
建設仮勘定見返施設費	×××		
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××	
長期預り補助金等		×××	
長期寄附金債務		×××	
長期借入金		×××	
引当金			
退職給付引当金	×××		
追加退職給付引当金	×××		
(何) 引当金	×××		

17/10/16 18:41

・ ・ ・	× × ×	× × ×	
資産除去債務		× × ×	
長期未払金		× × ×	
・ ・ ・		× × ×	
固定負債合計			× × ×
II 流動負債			
運営費交付金債務		× × ×	
(新設)			
(新設)			
預り施設費		× × ×	
預り補助金等		× × ×	
寄附金債務		× × ×	
短期借入金		× × ×	
一年以内返済予定長期借入金		× × ×	
未払金		× × ×	
未払費用		× × ×	
未払消費税等		× × ×	
前受金		× × ×	
預り金		× × ×	
前受収益		× × ×	
引当金			
(何) 引当金	× × ×		
・ ・ ・	× × ×	× × ×	
資産除去債務		× × ×	
・ ・ ・		× × ×	
流動負債合計			× × ×
負債合計			× × ×
純資産の部			

・ ・ ・	× × ×	× × ×	
資産除去債務		× × ×	
長期未払金		× × ×	
・ ・ ・		× × ×	
固定負債合計			× × ×
II 流動負債			
運営費交付金債務		× × ×	
預り手数料		× × ×	
預り手当財源等		× × ×	
預り施設費		× × ×	
預り補助金等		× × ×	
寄附金債務		× × ×	
短期借入金		× × ×	
一年以内返済予定長期借入金		× × ×	
未払金		× × ×	
未払費用		× × ×	
未払消費税等		× × ×	
前受金		× × ×	
預り金		× × ×	
前受収益		× × ×	
引当金			
(何) 引当金	× × ×		
・ ・ ・	× × ×	× × ×	
資産除去債務		× × ×	
・ ・ ・		× × ×	
流動負債合計			× × ×
負債合計			× × ×
純資産の部			

I	資本金		
	地方公共団体出資金	×××	
	資本金合計		×××
II	資本剰余金		
	資本剰余金	×××	
	損益外減価償却累計額 (一)	-×××	
	損益外減損損失累計額 (一)	-×××	
	損益外利息費用累計額 (一)	-×××	
	資本剰余金合計		×××
III	利益剰余金 (又は繰越欠損金)		
	<u>前中期目標期間繰越積立金</u>	×××	
	(何) 積立金	×××	
	積立金	×××	
	当期未処分利益	×××	
	(又は当期未処理損失)		
	(うち当期総利益 (又は当期総損失) ×××		
	利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計		×××
IV	その他有価証券評価差額金	×××	
	純資産合計		×××
	負債純資産合計		×××
2	(略)		
第7節 キャッシュ・フロー計算書			
第65 表示区分			
1	(略)		
2	業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活		

I	資本金		
	地方公共団体出資金	×××	
	資本金合計		×××
II	資本剰余金		
	資本剰余金	×××	
	損益外減価償却累計額 (一)	-×××	
	損益外減損損失累計額 (一)	-×××	
	損益外利息費用累計額 (一)	-×××	
	資本剰余金合計		×××
III	利益剰余金 (又は繰越欠損金)		
	<u>前中期目標等期間繰越積立金</u>	×××	
	(何) 積立金	×××	
	積立金	×××	
	当期未処分利益	×××	
	(又は当期未処理損失)		
	(うち当期総利益 (又は当期総損失) ×××		
	利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計		×××
IV	その他有価証券評価差額金	×××	
	純資産合計		×××
	負債純資産合計		×××
2	(略)		
第7節 キャッシュ・フロー計算書			
第65 表示区分			
1	(略)		
2	業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活		

動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)

3・4 (略)

5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

6 (略)

<注43> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について

業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 原材料、商品又はサービスの購入による支出
- (2) 人件費支出（職員及び役員に対する報酬の支出）
- (3) その他の業務支出
- (4) 運営費交付金収入
- (5) 受託収入、手数料収入等サービスの提供等による収入（(4)、(6)及び(8)に掲げるものを除く。）
- (6) 補助金等収入
- (7) 補助金等の精算による返還金の支出
- (8) 寄附金収入
- (9) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。）
- (10) 利息の支払額（公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。）
- (11) 設立団体納付金の支払額

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

17/10/16 18:41

動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)

3・4 (略)

5 設立団体及び関係市町村（以下「設立団体等」という。）納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

6 (略)

<注43> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について

業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 原材料、商品又はサービスの購入による支出
- (2) 人件費支出（職員及び役員に対する報酬の支出）
- (3) その他の業務支出
- (4) 運営費交付金収入
- (5) 受託収入、手数料収入等サービスの提供等による収入（(4)、(6)及び(8)に掲げるものを除く。）
- (6) 補助金等収入
- (7) 補助金等の精算による返還金の支出
- (8) 寄附金収入
- (9) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。）
- (10) 利息の支払額（公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。）
- (11) 設立団体等納付金の支払額

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	-×××
人件費支出	-×××
その他の業務支出	-×××
運営費交付金収入	×××
受託収入	×××
手数料収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	-×××
寄附金収入	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	-×××
.....	×××
<u>設立団体納付金の支払額</u>	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
施設費の精算による返還金の支出	-×××
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××

17/10/16 18:41

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	-×××
人件費支出	-×××
その他の業務支出	-×××
運営費交付金収入	×××
受託収入	×××
手数料収入	×××
.....	×××
補助金等収入	×××
補助金等の精算による返還金の支出	-×××
寄附金収入	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	-×××
.....	×××
<u>設立団体等納付金の支払額</u>	-×××
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
施設費の精算による返還金の支出	-×××
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××

投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額(又は減少額)	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

2 (略)

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
- (2) 重要な非資金取引(注47)
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

<注47> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) 現物出資の受入による資産の取得

17/10/16 18:41

投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
.....	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額(又は減少額)	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

2 (略)

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
- (2) 重要な非資金取引(注47)
- (3) 各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容

<注47> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

- (1) 現物出資の受入による資産の取得

- (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少
- (3) 資産の交換
- (4) ファイナンス・リースによる資産の取得
- (5) P F Iによる資産の取得
- (6) 重要な資産除去債務の計上
- (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(新設)

(新設)

第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第69 表示区分

- 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分量に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。
- 2 損失の処理に関する書類は、当期末処理損失、損失処理額及び次期繰越欠損金に分けて表示しなければならない。

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1～3 （略）

- (2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少
- (3) 資産の交換
- (4) ファイナンス・リースによる資産の取得
- (5) P F Iによる資産の取得
- (6) 重要な資産除去債務の計上
- (7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

(8) 設立団体の数の増加に伴う措置により承継した資産、負債及び資本金の額並びにその主な内訳

(9) 設立団体の数の減少に伴う出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第69 表示区分

- 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分量に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。
- 2 損失の処理に関する書類は、当期末処理損失、損失処理額及び次期繰越欠損金に分けて表示しなければならない。

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1～3 （略）

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) (略)

第76 注記事項

行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。（注48）

- (1)～(4) (略)

<注48> 機会費用計算の注記について

- (1) (略)
- (2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。
- (3) (略)

17/10/16 18:41

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) (略)

第76 注記事項

行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。（注48）

- (1)～(4) (略)

<注48> 機会費用計算の注記について

- (1) (略)
- (2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。
- (3) (略)

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2)～(22) (略)

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

第79 運営費交付金の会計処理

1・2 (略)

3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。

4 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

- (1) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、
 - ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から資本剰余金に振り替える。

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2)～(22) (略)

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

第79 運営費交付金の会計処理

1・2 (略)

3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。

なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。

4 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

- (1) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、
 - ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から資本剰余金に振り替える。

イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から別の負債項目である資産見返運営費交付金（公立大学法人については資産見返運営費交付金等。以下同じ。）に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入（公立大学法人については、資産見返運営費交付金等戻入）として収益に振り替える。

- (2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注55）

<注55> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

1 （略）

2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

- (1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法

イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から別の負債項目である資産見返運営費交付金（公立大学法人については資産見返運営費交付金等。以下同じ。）に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入（公立大学法人については、資産見返運営費交付金等戻入）として収益に振り替える。

- (2) 取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から収益に振り替える。（注55）

<注55> 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

1 （略）

2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

- (1) 中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法

を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

- (2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
 - (3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。
 - (4) 公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。
 - (5) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。
- 3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当

を含む。)や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

- (2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
 - (3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、<注51>「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。
 - (4) 公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。
 - (5) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。
- 3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化

該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

4・5 (略)

第80 施設費の会計処理

1 (略)

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注56)

<注56> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

1 (略)

2 施設費を財源とする償却資産については、通常、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

3 (略)

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

1 (略)

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等で明らかにされていなければならない。(注58)

17/10/16 18:41

し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

4・5 (略)

第80 施設費の会計処理

1 (略)

2 施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注56)

<注56> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

1 (略)

2 施設費を財源とする償却資産については、通常、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

3 (略)

第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

1 (略)

2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注58)

3 (略)
(略)

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。

(注59)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

- (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。
- (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注60)

3 (略)

<注59> 寄附金の負債計上について

地方独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が地方独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは地方

3 (略)
(略)

第83 寄附金の会計処理

1 地方独立行政法人が受領した寄附金については、次により処理するものとする。

(注59)

寄附者がある用途を特定した場合又は寄附者が用途を特定していなくとも地方独立行政法人が使用に先立ってあらかじめ計画的に用途を特定した場合において、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上し、当該用途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を寄附金債務から収益に振り替えなければならない。

2 上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

- (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。
- (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注60)

3 (略)

<注59> 寄附金の負債計上について

地方独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が地方独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは地方

独立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、地方独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き地方独立行政法人に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。

<注60> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

- 1 地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。
- 2 (略)

(新設)

(新設)

独立行政法人の側で使途を示して計画的に管理支出することが想定され、地方独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ使途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き地方独立行政法人に留保することとしている。これは、中期計画等期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。

<注60> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について

- 1 地方独立行政法人が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。
- 2 (略)

第85 申請等関係事務に関する手数料の会計処理

申請等関係事務処理法人が申請等関係事務（法第21条第5号に規定する申請等関係事務をいう。以下同じ。）に関する手数料を徴収したときは、次のように処理するものとする。

- (1) 徴収した額を預り手数料として整理するものとする。なお、預り手数料は、流動負債に属するものとする。
- (2) 預り手数料は、これを歳入とする設立団体又は関係市町村に納付したときに取り崩す。
- (3) 法第87条の6第2項に基づき、徴収した手数料を申請等関係事務処理法人の収入とする場合、これを経常収益として計上する。

第86 政策的経費の会計処理

第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理

地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注62）

<注62> 減価償却の会計処理について

1・2 (略)

3 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「**第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理**」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

4 (略)

第86 賞与引当金に係る会計処理

1 (略)

2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に表示する。

第87 退職給付に係る会計処理

1 (略)

申請等関係事務処理法人は、設立団体等から児童手当の財源等を受領したときは、流動負債の預り手当財源等に計上する。

第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理

地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注62）

<注62> 減価償却の会計処理について

1・2 (略)

3 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「**第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理**」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。

4 (略)

第88 賞与引当金に係る会計処理

1 (略)

2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に表示する。

第89 退職給付に係る会計処理

1 (略)

2 退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3 地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

4 (略)

第88 債券発行差額の会計処理

1～3 (略)

第89 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

<注63> 特定の除去費用等の会計処理について

1 (略)

2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第89 資産除去

2 退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3 地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

4 (略)

第90 債券発行差額の会計処理

1～3 (略)

第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

<注63> 特定の除去費用等の会計処理について

1 (略)

2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第89 資産除去

債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

3 (略)

第90 退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理
(略)

第91 毎事業年度の利益処分
1・2 (略)

第92 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注64)

<注64> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について

1 地方独立行政法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。そのような地方独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第3項の処理は行

17/10/16 18:41

債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

3 (略)

第92 退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理
(略)

第93 毎事業年度の利益処分
1・2 (略)

第94 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。(注64)

<注64> 中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分について

1 地方独立行政法人制度においては、中期目標等による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標等及びそれに基づく中期計画等の期間を一つの区切りとしているところである。そのような地方独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標等の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第3項の

わなないほか、目的積立金や前中期目標期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。

- 2 法第40条第4項に基づいて積立金を次の中期目標の期間に繰り越すこととされている地方独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものとする。

第93 目的積立金を取り崩す場合の会計処理
(略)

第94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理
1・2 (略)

第95 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理
(略)

(新設)

(新設)

17/10/16 18:41

処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金を使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。

- 2 法第40条第4項に基づいて積立金を次の中期目標等の期間に繰り越すこととされている地方独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体等納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体等納付金の額及び前中期目標等期間繰越積立金として次の中期目標等の期間に繰り越される金額を記載するものとする。

第95 目的積立金を取り崩す場合の会計処理
(略)

第96 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理
1・2 (略)

第97 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理
(略)

第12節 区分経理の会計処理

第98 区分経理に係る会計処理の原則

- 1 法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人にあっては、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が2以上ある場合には、各関係市町村申請等関係

(新設)

事務処理業務) ごとの財務諸表 (以下「勘定別財務諸表」という。) と申請等関係事務処理法人全体の財務諸表 (以下「法人単位財務諸表」という。) を作成しなければならない。この場合、申請等関係事務処理法人の業績評価に当たっては、法人単位の財務諸表を基本とする。

2 同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続きは、原則として法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り事業ごとに異なる会計処理の原則及び手続きを通用することは認められない。

(新設)

第99 法人単位の財務諸表の体系及び様式

1 法人単位の財務諸表の体系は、次のとおりである。(注68)

- (1) 法人単位貸借対照表
- (2) 法人単位損益計算書
- (3) 法人単位キャッシュ・フロー計算書
- (4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書
- (5) 法人単位附属明細書

2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4節 財務諸表の体系」から「第10節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

<注68> 法人単位財務諸表の体系について

事業ごとに区分して経理することが要請されている申請等関係事務処理法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益をもとにした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

(新設)

第100 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

- (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。
- (2) 勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。
- (3) 法人単位キャッシュ・フロー計算書においては、勘定相互間のキャッシュ・フローは相殺消去し、申請等関係事務処理法人としてのキャッシュ・フローの額を示さなければならない。
- (4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注69)

<注69> 法人単位行政サービス実施コスト計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について

- 1 勘定相互間の取引が例えば、物品の売買、有償での役務の提供等対価性のある取引である場合は、費用と収益とを相殺消去する。
- 2 勘定相互間の取引が、贈与と認められる取引である場合、当該贈与に係る費用又は収益は、そもそも勘定別行政サービス実施コスト計算書において、損益計算書の費用又は控除すべき収益には含まれないことに留意する。

(新設)

第101 共通経費等配賦の原則

- 1 各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。
- 2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注70)

<注70> 共通経費の配賦基準について

- 1 共通経費の配賦基準は、設立団体の規則及び関係市町村の規則で定められる必要がある。
- 2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費には、総務部門、経理部門等申請等関係事務処理法人全体の業務を所掌している部門の経費のほか、これらの部門に関連して生じた雑益、法人全体として課税される消費税等が含まれる。
- 3 共通経費の具体的な配賦基準としては、例えば、次のような基準が考えられる。
 - (1) 共通部門の給与費について、各勘定に属する職員に支給する給与総額の割合により配賦する方法
 - (2) 事務所借料について、各勘定に属する部門の占有面積の割合により配賦する方法
 - (3) 納付消費税について、勘定別に算定した納付消費税額の割合により配賦する方法

第102 財務諸表の開示方法等

- 1 勘定ごとに区分して経理することが要請される申請等関係事務処理法人においては、法人単位財務諸表の後に勘定別財務諸表を作成し、これらを一体のものとして開示しなければならない。

(新設)

- 2 財務諸表の注記は、法人単位財務諸表及び勘定別財務諸表のそれぞれに適切な注記を行わなければならない。
- 3 申請等関係事務処理法人の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分に係わずセグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。
- 4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注71)
 - (1) 各勘定単位の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類
 - (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類
 - (3) 勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類について、勘定ごとの金額を示す欄及び合計額を示す欄を設け、勘定ごとの利益の処分又は損失の処理の状況と全ての勘定を合算した額を並列的に示す書類
 - (4) 法人単位貸借対照表及び損益計算書において、相殺消去された勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益並びに消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益の内訳
 - (5) 法人単位キャッシュ・フロー計算書において相殺消去された、勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳

<注71> 附属明細書について

勘定別財務諸表に添付すべき附属明細書は、法人単位財務諸表に一括して添付することにより、重複するものについては省略す

ることができる。なお、この場合、法人単位財務諸表に添付する法人単位附属明細書には勘定別の内訳を明らかにしなければならない。

第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理

第103 設立団体の数の増加に係る注記事項

設立団体の数を増加させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、次の事項を注記する。

(1) 加入した設立団体の概要

加入した設立団体の名称、加入した主な理由、加入した日

(2) 設立団体の増加により受け入れた資産及び負債の内訳と金額、資本金額

第104 設立団体の数の減少に係る会計処理

法第8条第2項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第96及び第97に準じて会計処理を行う。

第105 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第104により出資等に係る不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解65に準じて注記を行う。

第106 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に定款の変更が協議により定められた場合には、重要な後発事象と

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第12節 連結財務諸表

第96 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注68)

<注68> 連結財務諸表の作成目的及び性格について
(略)

第97 連結財務諸表一般原則

1・2 (略)

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注69)

4 (略)

<注69> 重要性の原則の適用について
(略)

第98 連結の範囲

1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注70)

して第103又は第105に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に定款の変更が協議により定められたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第14節 連結財務諸表

第107 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注72)

<注72> 連結財務諸表の作成目的及び性格について
(略)

第108 連結財務諸表一般原則

1・2 (略)

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注73)

4 (略)

<注73> 重要性の原則の適用について
(略)

第109 連結の範囲

1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注74)

2・3 (略)

＜注70＞ 連結の範囲からの除外について
(略)

第99 連結決算日

1 (略)

2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注71)

＜注71＞ 決算日に差異がある場合の取扱いについて
(略)

第100 会計処理の原則及び手続

1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注72)

2 (略)

＜注72＞ 会計処理の統一について
(略)

第101 連結財務諸表の体系

(略)

第102 連結貸借対照表作成の基本原則

(略)

17/10/16 18:41

2・3 (略)

＜注74＞ 連結の範囲からの除外について
(略)

第110 連結決算日

1 (略)

2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注75)

＜注75＞ 決算日に差異がある場合の取扱いについて
(略)

第111 会計処理の原則及び手続

1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注76)

2 (略)

＜注76＞ 会計処理の統一について
(略)

第112 連結財務諸表の体系

(略)

第113 連結貸借対照表作成の基本原則

(略)

第103 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注73)

2 (略)

<注73> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて

(略)

第104 出資と資本の相殺消去

(略)

第105 少数株主持分

1 (略)

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注74)

<注74> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

(略)

第106 債権と債務の相殺消去

1・2 (略)

第107 法人税等の期間配分に係る会計処理

17/10/16 18:41

第114 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注77)

2 (略)

<注77> 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて

(略)

第115 出資と資本の相殺消去

(略)

第116 少数株主持分

1 (略)

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注78)

<注78> 特定関連会社の欠損が当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられるべき額を超える場合の処理について

(略)

第117 債権と債務の相殺消去

1・2 (略)

第118 法人税等の期間配分に係る会計処理

1・2 (略)

第108 関連会社等に対する持分法の適用

1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注75)

3～4 (略)

<注75> 持分法適用の範囲からの除外について
(略)

第109 表示区分

1 (略)

2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注76)

<注76> 繰延資産について
1・2 (略)

第110 連結損益計算書作成の基本原則

(略)

第111 連結法人相互間の取引高の相殺消去

(略)

第112 未実現損益の消去

1～3 (略)

第113 表示区分

17/10/16 18:41

1・2 (略)

第119 関連会社等に対する持分法の適用

1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注79)

3～4 (略)

<注79> 持分法適用の範囲からの除外について
(略)

第120 表示区分

1 (略)

2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注80)

<注80> 繰延資産について
1・2 (略)

第121 連結損益計算書作成の基本原則

(略)

第122 連結法人相互間の取引高の相殺消去

(略)

第123 未実現損益の消去

1～3 (略)

第124 表示区分

1・2 (略)

第114 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則
(略)

第115 表示区分及び表示方法
1・2 (略)

第116 連結剰余金計算書作成の基本原則
1～3 (略)

第117 表示方法
1 (略)

2 連結剰余金減少高は、設立団体納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。

第118 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注77)

<注77> 関連公益法人等について
(略)

第119 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通

17/10/16 18:41

1・2 (略)

第125 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則
(略)

第126 表示区分及び表示方法
1・2 (略)

第127 連結剰余金計算書作成の基本原則
1～3 (略)

第128 表示方法
1 (略)

2 連結剰余金減少高は、設立団体等納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。

第129 関連公益法人等の情報開示

関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。(注81)

<注81> 関連公益法人等について
(略)

第130 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通

じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注78)

2～4 (略)

<注78> 公益法人等の範囲について
(略)

第120 連結財務諸表の附属明細書
(略)

第121 連結セグメント情報の開示

1 (略)

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注79)

<注79> 連結セグメント情報の開示について
(略)

第122 連結財務諸表の注記
(略)

第13節 合併に関する会計処理

第123 用語の定義

1～6 (略)

第124 取得の会計処理

1・2 (略)

第125 取得に係る注記事項
(略)

17/10/16 18:41

じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注82)

2～4 (略)

<注82> 公益法人等の範囲について
(略)

第131 連結財務諸表の附属明細書
(略)

第132 連結セグメント情報の開示

1 (略)

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額その他の財務情報とする。(注83)

<注83> 連結セグメント情報の開示について
(略)

第133 連結財務諸表の注記
(略)

第15節 合併に関する会計処理

第134 用語の定義

1～6 (略)

第135 取得の会計処理

1・2 (略)

第136 取得に係る注記事項
(略)

第126 設立関係の継続の会計処理

1・2 (略)

第127 設立関係の継続に係る注記事項

(略)

第128 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第123の(1)又は第125の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第137 設立関係の継続の会計処理

1・2 (略)

第138 設立関係の継続に係る注記事項

(略)

第139 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第136の(1)又は第138の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

新旧対照表

地方独立行政法人会計基準及び注解【公営企業型】	
現行	改訂（案） (下線部が改訂箇所)
目次 第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解 第1節 一般原則 第2節 概念	目次 第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解 第1節 一般原則 第2節 概念

- 第3節 認識及び測定
- 第4節 財務諸表の体系
- 第5節 貸借対照表
- 第6節 損益計算書
- 第7節 キャッシュ・フロー計算書
- 第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 第9節 行政サービス実施コスト計算書
- 第10節 附属明細書及び注記
- 第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
- 第12節 区分経理の会計処理
- (新設)
- 第13節 連結財務諸表
- 第14節 合併に関する会計処理

第2節 概念

第12 投資その他の資産

- 1 (略)
- 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
 - (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第102 連結の範囲」及び「第113 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第100 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
 - (5)～(10) (略)

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1 (略)

- 第3節 認識及び測定
- 第4節 財務諸表の体系
- 第5節 貸借対照表
- 第6節 損益計算書
- 第7節 キャッシュ・フロー計算書
- 第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 第9節 行政サービス実施コスト計算書
- 第10節 附属明細書及び注記
- 第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
- 第12節 区分経理の会計処理
- 第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理
- 第14節 連結財務諸表
- 第15節 合併に関する会計処理

第2節 概念

第12 投資その他の資産

- 1 (略)
- 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
 - (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第106 連結の範囲」及び「第117 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第104 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
 - (5)～(10) (略)

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1 (略)

2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) (略)

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注27）（注28）（注29）

(3)・(4) (略)

<注26> (略)

<注27> (略)

<注28> (略)

<注29> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合

(2) (略)

(3) (略)

2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(1) (略)

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注27）（注28）（注29）

(3)・(4) (略)

<注26> (略)

<注27> (略)

<注28> (略)

<注29> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合

(2) (略)

(3) (略)

第76 附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2)～(17) （略）

<注51> （略）

第96 法人単位財務諸表の体系及び様式

- 1 （略）
- 2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4節 財務諸表の体系」から「第10節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の資本の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

（新設）

（新設）

（新設）

17/10/16 18:41

第76 附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2)～(17) （略）

<注51> （略）

第96 法人単位財務諸表の体系及び様式

- 1 （略）
- 2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4節 財務諸表の体系」から「第10節 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理

第100 設立団体の数の増加に係る注記事項

設立団体の数を増加させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、次の事項を注記する。

(1) 加入した設立団体の概要

加入した設立団体の名称、加入した主な理由、加入した日

(2) 設立団体の増加により受け入れた権利及び義務の内訳と金額、資本金額

第101 設立団体の数の減少に係る会計処理

法第8条第2項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を

(新設)(新設)

第13節 連結財務諸表

第100 連結財務諸表の作成目的
(略)

第101 連結財務諸表一般原則
1～4 (略)

第102 連結の範囲
1～3 (略)

行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときに、出資等に係る不要財産として、定款変更により設立団体とならなくなる団体（以下「脱退設立団体」という。）への納付を行った場合には、第93及び第94に準じて会計処理を行う。

第102 設立団体の数の減少に係る注記事項

設立団体の数を減少させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、脱退した設立団体の名称、脱退した主な理由及び脱退した日を注記する。ただし、第101により不要財産の納付を行った場合には、これに加え、注解67に準じて注記を行う。

第103 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に設立団体の数の変更に係る定款の変更の効力が生じた場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に定款の変更が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第100又は第102に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に定款の変更が協議により定められたが、貸借対照表日までに当該定款の変更の効力が生じていない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第14節 連結財務諸表

第104 連結財務諸表の作成目的
(略)

第105 連結財務諸表一般原則
1～4 (略)

第106 連結の範囲
1～3 (略)

第103 連結決算日

1・2 (略)

第104 会計処理の原則及び手続

1・2 (略)

第105 連結財務諸表の体系

(略)

第106 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表

1・2 (略)

第107 連結貸借対照表作成の基本原則

(略)

第108 特定関連会社の資産及び負債の評価

1・2 (略)

第109 出資と資本の相殺消去

1～3 (略)

第110 少数株主持分

1・2 (略)

第111 債権と債務の相殺消去

1・2 (略)

第112 法人税等の期間配分に係る会計処理第107 連結決算日

1・2 (略)

第108 会計処理の原則及び手続

1・2 (略)

第109 連結財務諸表の体系

(略)

第110 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表

1・2 (略)

第111 連結貸借対照表作成の基本原則

(略)

第112 特定関連会社の資産及び負債の評価

1・2 (略)

第113 出資と資本の相殺消去

1～3 (略)

第114 少数株主持分

1・2 (略)

第115 債権と債務の相殺消去

1・2 (略)

第116 法人税等の期間配分に係る会計処理

1・2 (略)

第113 関連会社等に対する持分法の適用

1～4 (略)

第114 表示区分

1・2 (略)

第115 連結損益計算書作成の基本原則

(略)

第116 連結法人相互間の取引高の相殺消去

(略)

第117 未実現損益の消去

1～3 (略)

第118 表示区分

1・2 (略)

第119 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則

(略)

第120 表示区分及び表示方法

1・2 (略)

第121 連結剰余金計算書作成の基本原則

1～3 (略)

第122 表示方法

17/10/16 18:41

1・2 (略)

第117 関連会社等に対する持分法の適用

1～4 (略)

第118 表示区分

1・2 (略)

第119 連結損益計算書作成の基本原則

(略)

第120 連結法人相互間の取引高の相殺消去

(略)

第121 未実現損益の消去

1～3 (略)

第122 表示区分

1・2 (略)

第123 連結キャッシュ・フロー計算書作成の基本原則

(略)

第124 表示区分及び表示方法

1・2 (略)

第125 連結剰余金計算書作成の基本原則

1～3 (略)

第126 表示方法

17/10/16 18:41

1・2 (略)

第123 関連公益法人等の情報開示
(略)

第124 関連公益法人等の範囲
1～4 (略)

第125 連結財務諸表の附属明細書
(略)

第126 連結セグメント情報の開示
1・2 (略)

第127 連結財務諸表の注記
(略)

第14節 合併に関する会計処理

第128 用語の定義
1～6 (略)

第129 取得の会計処理
1・2 (略)

第130 取得に係る注記事項
(略)

第131 設立関係の継続の会計処理
1・2 (略)

1・2 (略)

第127 関連公益法人等の情報開示
(略)

第128 関連公益法人等の範囲
1～4 (略)

第129 連結財務諸表の附属明細書
(略)

第130 連結セグメント情報の開示
1・2 (略)

第131 連結財務諸表の注記
(略)

第15節 合併に関する会計処理

第132 用語の定義
1～6 (略)

第133 取得の会計処理
1・2 (略)

第134 取得に係る注記事項
(略)

第135 設立関係の継続の会計処理
1・2 (略)

第132 設立関係の継続に係る注記事項
(略)

第133 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第129の(1)又は第131の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても、これらに準じて注記を行う。

第136 設立関係の継続に係る注記事項
(略)

第137 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第134の(1)又は第136の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても、これらに準じて注記を行う。